

## 平成27年度「くまもと健康志向型プロダクツ」認定事業実施要領

### 1. 趣 旨

人々の健康志向を受けて、新たな健康サービスの創出が求められていることから、県内事業者等が産学連携や医・農・商・工連携等の取り組みにより事業化する質の高い製品・サービスを支援するため「くまもと健康志向型プロダクツ(EOH－Evidence Oriented Healthcare)」として認定し、市場での差別化に寄与するよう支援する。

### 2. 実施主体

熊本県健康サービス産業協議会

### 3. 対象事業者

熊本県健康サービス産業協議会の会員である事業者(企業・団体)とする。

ただし、申請と同時に熊本県健康サービス産業協議会への入会を申請する場合を含む。

### 4. 対象となる事業

(1)「健康」をキーワードに産学連携、医・農・商・工連携等により事業化あるいは事業開始予定の製品・サービスであること。

(2)「健康」をキーワードとした事業の範囲は、健康食品、機能性食品、医薬品、化粧品、化粧品、健康機器・医療機器類、フィットネス・スポーツ施設、健康管理・支援システム、健康管理・支援サービス、健康レストラン、ヘルスツーリズム等幅広い内容を対象とする。また、生活の質(Quality of Life)を向上させるためのツールやサービス等も含むものとする。

(3)事業者と連携する機関は、大学、高専、公設試験研究機関、医療機関、健診機関、薬局及びこれらに類する機関とする。

(4)また、当該事業者が自ら組織内に配置する専門職(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士等)の知見等を活用した事業である場合も対象とする。

### 5. 事業の認定

#### (1)選定方法

・下記(4)により申請された案件について、書面による応募要件の適否を確認後、熊本県健康サービス産業協議会に設置する「くまもと健康志向型プロダクツ認定審査会」にて審査を行い、理事会への報告・承認を経て認定する。

・認定は原則として年1回の募集により実施する。

#### (2)認定基準

①認定の要件である産学連携、医・農・商・工連携等が形式的なものではなく、具体的な取組であること。

※申請にあたっては、連携機関等へ申請内容について確認を取っていただく必要があります。

- ②科学的な検証や監修等により、真摯に人々の健康に寄与するものづくり・サービス事業化を志向するものであること。
- ③新規性や事業の着眼点から消費者に注目され、市場での差別化が期待されるもの。
- ④当該製品・サービスの表示に関し関係法令が遵守されていること。

#### (3) 認定の有効期限

認定期間は、認定日から2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

ただし、継続申請については、1回まで認めるものとし、継続認定期間は新規認定期間と同じとする。

#### (4) 認定事業の募集方法

- ①募集期間 平成27年2月2日(月)～2月27日(金)17時(必着)
- ②周知方法 協議会および熊本県ホームページ及び関係団体等への通知
- ③提出書類

##### a. 申請書

様式1(新規申請) または 様式2(継続申請)  
別記様式(誓約書)

##### b. その他添付書類(事業内容に関する説明資料、会社概要等)

※実際の製品サンプル等の提出が可能な場合は添付する。

#### ④提出先

熊本県健康サービス産業協議会(事務局:熊本県工業連合会)

〒862-0901

熊本市東区東町3丁目11-38

熊本県工業連合会内

熊本県健康サービス産業協議会事務局

#### ⑤提出方法

郵送又は持参

### 6. 認定による優遇措置

- (1)認定された製品・サービスについては、認定証を授与する。
- (2)別途定める「くまもと健康志向型プロダクツ表示規定」に基づき、商品パッケージやカタログ等媒体へロゴを表示することができるものとする。  
なお、表示に関しては、県の関係法令所管課より各種法令に適合しているかチェックを受けることが出来る。
- (3)認定された製品・サービスについては、熊本県や健康サービス産業協議会のホームページへ掲載するとともに事例集を作成・配付する。
- (4)当該年度開催の協議会関連のイベント等で優先的な発表や紹介の機会を付与する。また、報道機関へ情報提供を行う。

- (5) 当協議会で出展する展示会においては、出展料割引を適用し、認定商品紹介や販路開拓を支援する。
- (6) マッチング支援アドバイザーや各種専門家による個別的なフォローアップによる支援を行う。

#### 7. 事業スケジュール(予定)

平成27年2月2日(月)～2月27日(金) 認定事業の募集

4月中旬	認定審査会による審査
4月下旬頃	認定製品・サービスの決定・公表
5月中旬	認定証授与(協議会総会にて)
8月～	事例集の作成・配付

#### 8. 認定の取り消しについて

(1) 以下のいずれかに該当する場合は、認定審査会の判断により認定を取り消すことができるものとする。

(イ) 熊本県健康サービス産業協議会を退会・除名となった場合

(ロ) 申請内容と異なる事実が明らかになった場合

(ハ) 「くまもと健康志向型プロダクツ表示規定」に違反した場合

(ニ) 当該製品・サービスの表示に関し、関係法令に抵触することが明らかになった場合

(ホ) その他当該認定制度の目的に反すると判断された場合

(2) 各申請者は認定申請にあたって、取り消し条項に違反していないこと、取り消しになった場合は当該表示に係る製品・媒体を自主回収すること等を謳った誓約書(別記様式)を取るものとする。

(問い合わせ先)

熊本県健康サービス産業協議会 事務局 担当:秋吉

〒862-0901

熊本市東区東町3丁目11-38 熊本県工業連合会内

熊本県健康サービス産業協議会事務局

TEL 096-285-8131

FAX 096-214-2030